

功利主義における行為の結果

長 岡 成 夫

(一)

1953年に発表されたアームソンの論文「J. S. ミルの道徳哲学の解釈」⁽¹⁾以来、伝統的功利主義の理論の内での「規則 rule」の占める位置が議論の一つの焦点となってきた。アームソンは、ミルが第一原理としての功利の原理の直接の適用ではなく、その原理の系としての二次的規則の適用を強調していることに注目して、次の四点をミルの功利主義の新解釈の要点として掲げた。(A) 個々の行為の正邪 right or wrong は、ある道徳規則にあてはまっているか違反しているかにより示される。(B) 道徳規則の正しさは、その規則を認めることが究極的目的を増進するか否かに依存する。(C) 道徳規則の根拠付けがなされうるのは、一般の幸福が無視できぬ程影響を受けるような事柄に関してのみである。(D) どの道徳規則もあてはまらぬ場合については、個々の行為の正邪の問題は生じてこない。この解釈、特に A, B に従えば、個々の行為の正しさを決定する際には、その行為の結果を測定しそれに功利の原理を適用するのではなく、功利の原理は二次的規則の根拠付けをなし、その二次的規則が個々の行為の正しさを決定するという二段がまえの理論が必要である。「ミルにとっては、道徳規則とは反省的でない人が決心する際にその手助けをする大ざっぱな規則 rules of thumb であるだけでなく、道徳的推論の本質的な一部である」⁽²⁾と主張するのである。

この新解釈に関する反響の代表的なものとしては、ロールズ「規則の二つの概念」(1955)、マボット「ミルの功利主義の諸解釈」(1956)、マンデルbaum「ミルの功利主義での二つの未決定の問題」(1968)⁽³⁾等があげられるだろう。ロールズは、規則が個々のケースの道徳判断より論理的に先立つか否かに従って、規則の実践概念と要約概念とを区別した後、脚注においてオースチン、ミル等の功利主義についてふれている。ミルについては「論理学体系」や「功利主義論」に依拠しつつ、ミルが要約概念を主張しているとされている。つまりミルの主張とは、行為の正邪

の判断に際しては二次的規則にあてはまるか否かではなく、最高原理による判断が決定的であるというものだと解されているのである。又、マボットは、ある箇所ではミルがはっきりとアームソンの新解釈を支持する言い方をしているにもかかわらず、ミルの「功利主義論」の多くの箇所がそれと相入れず、伝統的解釈に近いという点を指摘している。又、マンデルバウムは「功利主義論」の冒頭部分や「論理学体系」の初期の版の最終章によりつつ、ミルを行為功利主義者と考えようとしている。

それ故アームソン以降の解釈者たちは全般的にいつてミルを行為功利主義者と見ようとする傾向にある。つまり、ミルが重視する二次的規則とは、その資格という点から言えば、大ざっぱな規則であり、行為の正邪の源はあくまで第一原理としての功利の原理の内に存するとされている。ただその二次的規則とは例外をほんのまれにしか含まぬものであって、圧倒的多数の場合には個別状況を考慮に入れなくともそのまま規則を適用してさしつかえないものである。

以下においては、テーマをミルに限らず、ベンサムからミルに至る伝統的功利主義全体を規則功利主義とみるか行為功利主義とみるかという形で考えていきたい。その際のアプローチとしては、各著作家が規則の資格をどう論じているかを直接に検討するのではなく、行為の結果の内容として何を考えているかに焦点をあてて考えていきたい。というのは、道徳規則の資格についての種々の見方は行為の結果についての異なる理解に帰因していると考えられるからである。

以下においては、まず二十世紀になってからしばしば論ぜられてきた規則功利主義理論における行為の結果についての考え方を検討し、続いて伝統的功利主義者のベンサム、ジョン・オースチン、ジョン・スチュアート・ミルの検討へと移ろう。結論の方向は、規則功利主義者が一つの行為の結果として現実的結果 actual consequences（ある行為により因果的にひき起される結果）のみを考えているのに対し、伝統的功利主義者は現実的結果に加えて蓋然的結果 probable consequences（ある行為が単に一つの機縁となって生ずる結果）をも行為の結果に数え入れているというものである。

（二）

規則功利主義の考え方の検討のため、この考え方の先駆的論文であったハロッド

「功利主義改訂」とハリソン「功利主義、普遍化、そして正しくあるという我々の義務」⁽⁴⁾の二つの論文を取り上げてみよう。前者は二部から成り、その第一部はムーアの自然主義的誤謬の主張に対して善とは定義不可能ではないと論ずるものであり、第二部はそれを前提として従来の功利主義では見落されがらだとされる道德規則の役割を功利主義の枠内で考えていこうとするものである。

ハロッドはこの論文の第二部において嘘をつく例をとりあげる。ハロッドによれば、通常の功利主義者は、嘘をつく行為の結果として、当人やその人々の利益、他人の被害、嘘をつく人がこうむる信用喪失、それに一般の人々をもつ言語への全般的信頼喪失等を考える。そして第一の利益が他の不利益にまさる場合には、嘘をつくことの方が正しいとされる。それに対し、ハロッドはこの判断を不十分なものとして斥ける。その理由は「 n 回の同様の機会になされる際に、一回なしたことから生ずる結果の n 倍以上の結果をもつような行為がいくらかある」⁽⁵⁾からである。一回の嘘により引き起される所の、伝達手段としての言語への不信心は微々たるものである。しかし嘘のつかれる度合がある限度をこえると、伝達手段としての言語自身が機能しなくなり、他の利益とは比較にならぬ程の不利益を生み出す。「このクラスの場合においては、その行為の一般化は個々の行為から発する利益の差額 *balance of advantage* の総計とは異なる利益の差額を生み出すのである。」⁽⁶⁾

嘘をつくという一つの行為は全員が嘘をつきだすという状況を生み出すための充分な原因ではない。現実には起りえぬにもかかわらず、仮説的に全員が嘘をつきだすという状況を想定し、その際の結果が望ましくなければ、個々の行為の結果が望ましくとも、その行為は道德的に禁止されんとするのである。その理由とは、カントが定言命法で強調した所の「一般法則になされるような格率に従って行為がなされることを道德性は要求する」⁽⁷⁾であり、それ故にこれがカント倫理と功利主義の総合と主張されるのである。

第二のハリソンの考え方も基本的には同じ考え方をしている。彼は「普通考えられている功利主義」と「修正された形での功利主義」とを区別し、ある種の行為に関しては両者が異なる価値判断を示すと主張する。ハリソンのとらえる後者は、全員により実行された時に望ましい結果をもたらすような種類の行為は正しく、又その際に望ましくない結果をもたらすような種類の行為は正しくないと考える。それに対し前者の「普通考えられている功利主義」によれば、同じ行為について個々

の場合と全員によりなされるという一般化の場合とで結果の望ましさに逆転の生ずる場合があるが、それは一般化の場合には同種の他の行為も考慮に入れられるからである。ある一つの行為の結果に従って行為の正邪を考えようとするならば、一般化という方法は正しくないとされる。

ハリソンによる功利主義の二つの形の対比においては、行為の個々の場合の結果と一般化された時の結果とが違いうるという考え方が基本となっている。一般に行為の結果を短期的直接的結果と長期的間接的結果とに分けるならば、前者は個々の行為により生みだされるのに対し、後者は多数の同種の行為が寄り集まって生じてくるとされているのである⁽⁸⁾。それ故ハリソンの考えるある一つの行為の結果とは、直接的結果についてはその全体を、間接的結果についてはその万分の一かを生み出すものである。しかし間接的結果についてはそれが何分の一かにとどまっている限り姿を現わさぬものであるので、個々の行為の結果としては無視されうる。それ故この考え方によれば、一つの行為の結果としては短期的直接的結果のみが計算の対象となるのである。我々はこのような結果をその行為の現実的結果 actual consequences と呼びうるだろう。

(三)

伝統的功利主義の考え方の検討の最初としてペンサムを取りあげてみよう。彼は多くの出版された著作の他に膨大な草稿をも残しており、彼の思想の全容は現在解明の糸口にあるとも言えるが、彼の基本的な考えは彼の初期の著作「道徳並びに立法の諸原理のための序説(1789)」に示されている。この内、行為の結果の測定が問題となっているのは、第四章「快苦の価値、その測定法」と第十二章「有害な行為の結果について」である。

第四章は有名な快樂計算を論じた所であり、そこではまず快苦の価値の要素としての七視点があげられる。快苦そのものの性質としての強さ intensity 持続性 duration、快苦とそれを感じる主体との関係にかかわる確実性 certainty 近接性 propinquity、快苦を生み出す行為の性質としての多産性 fecundity 純粹性 purity、そして最後にその行為が影響を与える人の数としての範囲 extent がその内容である。続いてこれらの視点から「行為の一般的傾向に関しての正確な計算」⁽⁹⁾の方法が示されるが、そこで注目すべきなのは行為の結果が二段階に現われてくると考えられている点であ

る。まずある行為により影響をうける任意の人をとり、その人に対しその行為が最初に与える快苦を最初の四視点から測定する。次に最初の影響の後に感じられる快苦を同様の視点から測定する。後になって現われてくる影響の測定が、多産性・純粋性の観点からの測定と呼ばれるのである。この二段階での測定の結果を総合して、全体として快が残るか不快が残るかにより、その行為がその個人に対し全体的により傾向を持っているか悪い傾向をもっているかが決定される。最後にその行為により影響をうける他の人々についても同様の計算を繰り返して総計してみる。その結果、快が残ればその行為は社会に対して全般的により傾向をもち、不快が残れば悪い傾向をもつとされる。

続いて第十二章「有害な行為の結果について」での行為の結果に関する彼の考え方を見てみよう。ここでは有害な行為のみが取り上げられているが、それは犯罪の定義を求めることがこの著作の目的となっているためであり、行為一般の結果についての考え方がここに出ていていると考えてさしつかえないものである。

行為によりもたらされる害は、大別して一次的害と二次的害とにわけられる。一次的害とは、ある行為が特定の assignable 個人に与える有害な影響であり、それはさらに被害者当人の苦痛としての本源的 original 部分と、利害や同情心により被害者と結びついている人の苦痛としての派生的 derivative 部分とにわけられる。例えば、ある人が路上で強盗にあい金を奪われた場合、金を奪われたというその人の苦痛等が本源的部分であり、又その金をうけとる筈であった人の感ずる失望等が派生的部分である。

二次的害とは一次の結果が基礎となって不特定の unassignable 人々にまで影響が及んだ時の害である。これは驚ろき alarm と危険 danger とにわけられる。前者の驚ろきとは、不特定の人々が一次的害と同様の害や不便を自分も蒙るのではないかと心配する際の苦痛である。又、危険とは、不特定の人々が単に心配するだけでなく、そのような害を実際に蒙るようになる可能性の増大である。つまりある犯罪の首尾よくなされたということが、他の犯罪を誘発するとされるのである。⁽¹⁰⁾ この危険の発生過程についてベンサムは次のように語っている。ある盗みが他の盗みを誘発するのは、他の盗みへの直接の動機を与えることによってではなく間接的な仕方によるものである。その第一は悟性へのもので盗みという考えやそのたやすさの信念である。又、第二は直接に意志に対して働くもので、盗みを禁止するよう働きかけていた

動機（主に政治的・道徳的強制力によるもの⁽¹¹⁾）を弱めることによるものである。つまり盗みに対する処罰が確実に生ずるわけではなくなることから政治強制力が弱まり、又盗みに対する憤りや恥の衰退により道徳的強制力が弱まっていくのである。ベンサムはこれらの分析をまとめて、悟性に対して働くのであれ意志に対して働くのであれ、過去の犯罪は「例の力あるいは影響により by the force or influence of example」により将来の犯罪を誘発すると結論している⁽¹²⁾。

同じ十二章は有害な行為の結果に関する一般論の他に、具体例による解説をも含んでいる。その一つ、税の不払いという行為の結果についての彼の説明をみてみよう。一回の税の支払い額とは、政府がその目的（法の執行と国家の安全）を果すのに要する総経費に比べると微々たるものであり、一つの不払いが有害な結果をもたらすと結論することは不可能である。他方税の不払いが全員により行なわれるならば、法の執行が不可能になり国家の安全が脅やかされるのは明きらかであり、有害な結果をもたらす。ここでベンサムはこの有害な結果が一つの行為だけで生ずるのではなく他の行為と合わさっての協同的結果であることは認めつつも、⁽¹³⁾規則功利主義とは異なる見方を表明している。彼は、全員による不払いとは一つの不払いの結果であると考え、全員による不払いと一つの不払いとを別の状況として取り扱う規則功利主義の見方はとらないのである。一次的結果の内にはほとんど害が認められないにもかかわらず、「その行為（単数）の有害な傾向がより不明瞭というわけではない。害は強度と持続の点では実際には知られていない。それは不確定だし遠くにあるものである。しかし範囲という点においてそれ（害）はばう大であり、多産性という点では計算の必要のない程豊かである。」⁽¹⁴⁾つまり一つの不払いの行為は、一次的結果としてのその納税者の利益を生み出すだけでなく、先きの一般論で述べられた「例の影響」により他の人々にも納税を怠らせるという二次的結果ももたらしうるのである。

以上の二種の議論から、ベンサムの考えていた行為の結果の内容が明きらかとなる。一つの行為は直接の一次的結果を生み出すだけでなく、それとは全く性格を異にする長期的間接的な二次的結果も生み出すと考えられているのである。税の不払いの場合、規則功利主義者は全員による不払いの生み出す望ましくない結果とは全員が同様のことをしだすという状況の性質であり、個々の行為それだけではそのような状況は生み出しえないと考える。それに対しベンサムは、一つの不払いは他の

不払いを誘発しそれにより全員の不払いという状況を生み出しようと考えていて、この点で一般化という方法は用いつつも規則功利主義者とははっきり異なる考え方をしているのである。しかし一次的結果を生み出すというのと同じ意味で二次的結果が生み出されるのではない。一つの不払いは、一次的結果の充分な原因であるのに対し、二次的結果に関してはそれを生み出す可能性をもっているだけであって、実際に望ましくない結果が生ずる際には他の要素も大きな役割を果たしている。二次的結果の原因の一部という弱い意味での因果関係をも因果関係の内に数え入れるとするならば、我々はその関係により生み出される結果を蓋然的結果 *probable consequences* と呼ぶことができるだろう。つまりベンサムは一次的結果と二次的結果という区別をすることにより、現実的結果と蓋然的結果を共に行為の結果として考えようとしているのである。

(四)

次にベンサムを中心とする哲学的急進派の内に数えられ、ミル父子とも親交のあったジョン・オースチンの考え方に目を移そう。彼は「法哲学講義」⁽¹⁵⁾の第二講義の中で功利主義の立場に立って行為の結果に関する彼の考え方を示している。

そこではまず功利主義の原理が神の命令と全く一致すると主張した後、人間の行為の傾向とは何かを彼は述べる。それは「その傾向の全体」であり、別の言葉でいえば「重要なものである限りのその蓋然的な結果の総体」であり、「直接的結果のみならず遠くの付帯的な結果も含めた総計」である。⁽¹⁶⁾これに続いてオースチンは、実際の場面での行為の結果の測定法として一般化という方法を示す。「その傾向を集めようとする際には、我々はその行為を一つの孤立したもののように考えてはならない。我々はその行為が属している行為のクラスを見なければならないのである。……解かれるべき問題とは以下のことである。もしそのクラスの行為が一般的になされるか一般的に控えられ慎しまれる場合に、一般的幸福あるいは善に対する蓋然的結果はどのようなものであろうか。」⁽¹⁷⁾続いてオースチンは、単独で考えられると望ましい結果をもたらすが一般化すると有害であるような行為のありうることを強調し、それを例で説明する。一つ一つの盗みや税の不払いでは、行為者の利益のみが観察され社会の安全への影響は考慮に入っていない。それは一般化の過程を通してのみ知られてくるものである。

この議論はしばしば二十世紀の規則功利主義、一般化理論の先駆と解されてきた。⁽¹⁸⁾ その解釈に従えば、オースチンの主張とは、個々の行為の結果がどうであろうともそれは行為の道徳性とは無関係であり、一般化によりえられる二次的規則が個々の行為に關しての拘束性を生み出さ出すというものである。この解釈を裏付けるかのやうに彼は次のやうに述べる。「功利は究極的には我々の行為のテストではあるが直接的にはない。それは我々の行為が従う規則の直接のテストではあるが、特殊の個別的行為の直接のテストではない。」⁽¹⁹⁾

オースチンは、功利の原理により二次的規則を根拠づけ、その二次的規則により個々のケースを判断すべきであると主張しているが、だからといって功利の原理が個々の行為の道徳性の判断に無関係だと述べているわけではない。この点を二次的規則の例外についての彼の見解の内に見てみよう。

まず第一に、ある行為がしばしばなされるなら集合的に有害な結果をもたらすとしても、ある特殊な場合には有益でありうる。このような場合でもオースチンはあくまで規則の優先性を主張し例外は認めるべきではないという立場をとろうとする。「もしその行為がまれで変則的な場合に許されるか容認されるなら、他の場合に控えようとする動機が弱められたり破壊されたりするだろう。行為をする際に急いだり動転していたりすると、正しく区別することは困難である。」⁽²⁰⁾ 盗みの禁止や税の支払い等の二次的規則に対する例外のケースはまれに存在するのだが、我々は判断力や意志の弱さの故に正確にその場合だけを区別することができない。例外が認められようという知識は必ず例外の乱用を招き、規則に従おうとする動機を弱めることになる主張されているのである。つまり彼はこの議論においてベンサムのいう三次的結果⁽²¹⁾まで含んで考え、ある行動様式が他の行為者にどのような影響を与えるかにも注目しているのである。二次的結果までだけを考慮に入れるなら二次的規則の違反が功利の原理にかなう場合もありうるが、三次的結果まで考慮に入れるなら規則の命ずる個別行為は又功利の原理の命ずる所でもあるのである。

第二の例は第二講義の終りに近く出てくるもので、さきに二次的規則の絶対性が強調されたにもかかわらず、規則を破る方が望ましい結果を生む場合もありうることを認めるものである。政府は社会に安全を保証しそれによってさまざまな利益をもたらすが故に、政府への服従は二次的な道徳規則である。しかしながら「もしその生み出す保護があまりに高価であるとか、我々を不必要な制限で悩ませたり不

必要な強制を課したりするならば、我々の一般的義務としての服従を指令する原理は反抗を勧告し正当化しうる。」⁽²²⁾ 悪い政府に対する反抗から生ずる混乱も、それに続いて生まれるはずの良い政府から出てくる利益により凌駕されることがありうるのである。このような例外的場合には「我々は究極のあるいは支配的な原理に直接訴えることによりその問題を考えねばならない。……規則を考慮するのは馬鹿げたことであろう。」⁽²²⁾ この主張は、二次的規則が功利の原理と合致する限りにおいて適用可能であることを示している。功利の原理と合わない場合には二次的規則は無視されるべきなのである。

以上の二例の検討により、一般化の方法に関するオースチンの考えが明きらくなる。一般化とは、規則功利主義のように一つの行為の結果としては現われてこない側面を示すためのものではなく、オースチンにとっては一つの行為の長期的蓋然的なさまざまな結果をも全て明瞭に示すための手段にすぎない。それ故、功利の原理とその二次的規則とは、ごくまれな例外を除いては、同じ判断をするものであり、両者の違いは計算の速度と正確さだけである。「各々の行為あるいは自制に先き立ち、その結果についての推測や比較をすることは明きらかに不必要かつ有害であろう。その過程の結果は知られている規則の内に含まれているが故に、それは明きらかに不必要であろう。又真の結果がその規則により表現されているのに対し（個別的计算の）過程は即座になされたならば恐らく誤ったものであろうから、それは明きらかに有害であろう。」⁽²³⁾

オースチンはベンサムと同じ意味をこめて一般化を考えていたといえる。長期的結果をいかに計算するかについての彼の分析には精確さの欠ける点が残っているが、全員が同様の行為をするという状況にある行為の蓋然的結果の主要部分とみる点において、彼はベンサムと同じ考え方をしている。それ故、オースチンも又行為の結果として現実的結果と蓋然的結果を共に考慮に入れていると結論することができる。

（五）

次には本論のテーマの源である J. S. ミルの考え方を検討してみよう。⁽²⁴⁾ 功利主義に対するミルの見方は大別して二つの時期に分けられる。第一の時期は、精神的危機を通過したミルが以前には無条件で受け入れてきた功利主義の考え方に疑問を提出する時期である。それに対し第二の時期とは、自分の思想を表現するのに最上の

ものは功利主義であるとの考え方に立って、功利主義の主張をする時期である。

第一の時期に書かれたものとして、1833年に匿名で発表された「ベンサム」の哲学に関する批評」と1838年に発表され周囲の人々を驚ろかせたといわれる「ベンサム」⁽²⁵⁾とをあげることができる。両者は共に立法家としてのベンサムは高く評価しつつも、道徳思想家として又人間精神の理解者としてのベンサムは強く非難するという点で共通したものである。前者の論文における一つのベンサム批判に行為の結果の考え方に關するものがある。功利の原理の適用に際してベンサムが「実際上は相当程度功利の原理を特定の結果の原理 doctrine of specific consequences と混同した」⁽²⁶⁾とミルは批判する。ミルにとっては、ある行為が全般的になされた時の蓋然的結果までを行為の結果と考えるのは不充分であって、行為者の性質や習慣も又行為の結果と関連しているのである。というのは性質や習慣は「それ自身で喜びか悲慘の状態であり、それらの個別的行為のほかに他の結果をも生み出すはずだからである。いかなる人でも泥棒とか嘘つきであれば必ず他の側面も大いにもっているのである」⁽²⁷⁾

1838年の「ベンサム」は哲学の改革者、新しい方法の導入者としてのベンサムに対する賛辞から始まっている。細部を怠せにしない彼の方法の具体例としてミルがまず言及するのは、ある罪をもたらす害を三次的結果にまで分析した上でその害を考えようとする彼の態度である。この賞讃の故にミルも又行為の結果に関してはベンサムと同じ考えをもっているとも見なしうるが、ここでは彼の方法に關してという限定のあることに注意すべきであろう。というのは、この論文の終り近くでミルが功利の原理について論ずる時には、彼の見解はベンサムのそれと全く一致しているわけではないからである。そこではベンサムが功利の原理を個々の行為に直接適用しようとしたのに反対して、ミルは「我々は功利あるいは幸福が、種々の二次的目的の媒介をへないで追求するにはあまりに複雑で不明瞭な目的である」と考える⁽²⁸⁾と主張する。彼は功利の原理の適用に際しては二次的目的に由来する二次的規則の重要性を強調するのである⁽²⁹⁾さらに続いてミルは、ベンサムが功利の原理に従い行為の結果に注目しようとする方向には賛成しつつも「性格の形成について、又行為が行為者自身に及ぼす結果についての知識」⁽³⁰⁾という点でベンサムは充分な能力を有しておらず、それが行為の結果を充分に見通せぬ原因になっていると述べるのである。

この時期のミルの考え方の特徴としては二次的規則についてと行為の結果の内容

に關してのものがあげられる。第一の特徴については、行為の道德性を考える際に第一原理を直接適用せず二次的原理によるべきであると主張されているのだが、その二次的原理の資格については直接は語られておらず文脈により推測せざるをえない。二次的原理の例としては嘘の禁止が考えられているが、その理由としてミルは「その影響が欺くことであり、それは人間の人間に対する信頼を破壊する傾向をもっているから」⁽³¹⁾と述べる。この一節は一つの嘘がそれ自身で悪影響をもたらすというものであり、一般化をまたずとも一つの嘘の望ましくない結果は明きらかであるという主張を示唆するものである。又幸福という目的の複雑さ不明瞭さの故に二次的目的の採用が不可決になるという主張は、功利の原理の實際場面での適用についてのものであり、規則功利主義の主張のように理論的に別の視点を提示するわけではない。それ故二次的規則の資格という点ではミルはベンサム以来の考え方を踏襲していると言えよう。又、第二の特徴たる行為の及ぼす影響の範囲については、ミルは一般化の方法によっても蓋然的結果全体は知られえないと考えているが、それでは結果全体はいかにして知りうるかについてはまだ厳密な議論はなされていない。

1852年に発表された「ヒューウェルの道德哲学論」⁽³²⁾は直覚主義者であるヒューウェルの「イギリスでの道德哲学の歴史についての講義」と「道德の諸要素」に対する反論として書かれたものである。この論文は先きに大別した二つの時期の内の後期の始まりを告げるものであり、ミルはベンサム流の功利主義と自分の考える功利主義との違いの強調というよりは、功利主義全体を弁護するという仕方であらうと論を進めていこうとする。

ヒューウェルの功利主義批判の一つは、我々が行為の結果の全体、さらにそれが人類の幸福に寄与する度合を知りえないとするものである。これに対するミルの解答は行為の結果に関する彼の考え方をはっきりと示している。嘘のお世辞という行為の結果について考える時、ヒューウェルはそれによりもたらされる満足感と信頼の喪失とをどう比較しうるか、前者が明確であるのに対して、後者は一つの行為によりもたらされるものである限りささいなものにすぎないのではないかという疑問点を提出し、ベンサム流の功利主義が成立しえないと主張する。これに対しミルは殺人等のより深刻なケースをとりあげて、「もし百回の侵害がその規則の廃棄の内に含まれている害全体を生み出すとすれば、その害の百分の一がその侵害の一つ一つにわりあてられねばならない（それを個々の侵害にまでたどることはできないだろう

が)。そしてこの百分の一が一般的には個々の行為から生ずると予想される善をはるかに上回るのである。」⁽³³⁾

ミルは先きに述べた40年代の論文では、ベンサムが行為の結果として特定の結果 specific consequences のみを考えて行為の結果全体にまで注意を払っていないと批判した。それに対し功利主義の擁護者という立場に立ってきた50年代には、「全員が同様のことをすれば」という一般化の仮定を行為の結果の測定法として採用しようという主張へと変化してきているといえよう。ただベンサムやオースチンと異なるのは、ミルの論文では一般化により想定される害の全体が一つの行為の蓋然的結果を構成するとは考えず、害の総量を行為の数で割ったものがその一つの行為の二次的結果であるとされている点である。

先きの引用に続いてミルは一般的規則に対する例外の問題へと移っていく。「我々は一般的にと言うのであって普遍的には言わない。というのは、規則に対する例外を認めることは道德の全ての体系において等しく必要だと感じられているからである。……その行為の特別な状況から生ずる道德が、その行為の属するクラスの行為から生ずる道德を無効にする程に、恐らくはそれを徳の部門から出して罪の部門へ入れるとかあるいはその反対をなす程に重要でありうるということは、全ての倫理体系に共通した傾向である。」⁽³⁴⁾ ここでミルは例外に関してオースチンよりももっと寛容で且つもっと現実的な考え方を示している。オースチンは一般的規則の例外を認め出すとそれは例外の乱用を招くことになるという理由で規則の優先性を主張した。それに対しミルは殺人や裏切り等を禁止する道德規則も、悪人に対する時のような特殊状況では破られるべき場合があると主張する。例外に正当な理由がつけられははっきりと限定される限りではオースチンのような懸念は無用との考えである。この考えに立って彼は、例えば悪人を裏切るべきか否かの問題を考える際にはオースチンのように三次的結果までは考えず、人一般を裏切ることの一次的結果と二次的結果の合計と悪人を裏切ることの一次的結果と二次的結果の合計を比較しようとする。そして悪人を裏切ることの結果の方が望ましいならば（ミルの書き方は一般にそうであるとの印象を与える）悪人への裏切りは道德的に正当化される。道德規則の例外に関するこのような論じ方からも、ミルが行為の結果を考える場合には行為のクラスではなく、個々の行為を基準にしていることが明きらかであろう。

続いて1861年の「功利主義論」⁽³⁵⁾のテキストの内から彼が行為の結果について述

べている所を検討してみよう。第二章「功利主義とは何か」は、功利主義への種々の批判に答えるという形で功利主義の内容を明きらかにしようとするものであり、その中で行為の結果についての彼の考えが主題的にあるいは挿入的に述べられている。

その一つの批判は、功利主義が公共の幸福に対する関心を義務として要求するものであり、普通の人間にとってはあまりに高級すぎるというものである。それに対するミルの解答は、我々が実際の行為をしようとする際には、我々は当面の相手の幸福だけを考えていればよいのであって、それが結局は全体の幸福につながるというものである。それにつづいて彼は「個別的な場合における結果は有益であるかもしれないが、人々が道徳的配慮からするのを差し控えること」⁽³⁶⁾について語る。その際の道徳的配慮とは、一般になされた時に一般に有害であるようなクラスにある行為が属している時にはその行為を差し控えるのが正しいというものである。この一節は、伝統的功利主義を行為功利主義とみるJ.ハリソンが引用して、規則功利主義の意義は伝統的功利主義者も全く気づいていなかったわけではないと述べている所である。⁽³⁷⁾又、マボットは同じ一節をさして、それはアームソンにより引用はされていないが彼の主張をはっきり支持するものであると述べている。

別の非難は、功利を行為者の利益にとって有利なものという意味での便宜 Expediency と同一視することから発するものである。この誤解に基づけば、自分の得になるようにと嘘をつくことを功利主義は認めていることになる。しかし功利主義の立場からは、正直さとは最も功利性の高い性質の一つであり、「真実からの逸脱とは、たとえ意図的なものでもなくとも、人間の主張の真実性を大いに弱めるものである」⁽³⁸⁾と主張される。ここでの考え方は、一つの嘘が当事者の得失のような一次的結果のみならず、信頼の喪失という二次的結果も生み出すというものである。それ故、この箇所では「ヒーウェル」の論文よりも行為の結果を大きくとり、ベンサムやオースチンの考え方に近寄っている。というのは「ヒーウェル」では、一つの行為だけでは二次的結果は生じないが、二次的結果を行為の数で割ったものが理論的には一つの行為の生み出す二次的結果であるとされていたからである。

これに続いてこの神聖な正直の規則にも例外の認められる場合があると述べられる。非常に消極的な仕方の嘘により大きな害をさけられる場合には嘘をつく方が正しいとされる。この際に功利の原理は「対立する功利を互いに考察する」⁽³⁹⁾という

役割を果たす。つまり消極的な仕方により信頼の喪失を最少限に食い止めた場合には、例えば悪い知らせを正直に告げるによりもたらされる害の方が大きくなりうるのである。例外についてのこの議論は、正直さの規則の根拠と同様その例外の根拠も又、一つの行為のもたらすさまざまな影響の考察により与えられるということを示している。

これに続く反論は、行為の結果を行為に先立って計算する時間がないというものである。「この反論に対する答えは、十分な時間即ち人類の過去の全期間があったのだということである。その期間を通して、人類は経験により行為の傾向を学んできたのである。」⁽⁴⁰⁾ 人類の経験の内には、いろいろな行為が全体の幸福に与える影響についてのはっきりとした信念があり、それが道徳規則形成の基礎となる。多くの実際の場面ではこの規則に従って行為すればよく、個々のケースを調べて行為の結果を推測する必要は多くの場合にはないとされる。この主張は、第一原理を適用する複雑さをさげ二次的原理を活用すべきであるという「ペンサム」での彼の主張の延長線上にあるものと考えられる。「ペンサム」では二次的原理の内容については多数の人々が一致して採用するものという程度にしか説明されていないが、「功利主義論」では今までの人類の経験を集めたものというさらなる説明がなされているのである。しかしいずれにせよ彼の主張は、功利の原理の適用もその系である二次的規則の適用も同じ判断を示すというものである。

以上の三つの議論の内、第一のものは規則の根拠が個々の行為の結果ではなく、全員が同様のことをしだす際の結果にあるというものであり、第二・第三のものは規則が個々の行為の結果の内最も標準的なものを基礎にしているとするものである。この違いはあまりに正反対のものであるため、ミルの解釈者たちの多くはミルがこの点をあまり意識していなかったと考える。しかし「ペンサム」での主張、「ヒューエル」での個々の行為の結果の計算法の叙述を考えるとすれば、ミルの基本的主張は第二・第三のものであったと考えるのが妥当と思われる。

とすれば第一の引用のような言い方がなぜなされたのであろうか。それは、我々が具体的行為に際して全体の幸不幸にどれだけ注意を払うべきかを論じている中に出てくる。普通の人間が何かある行為をする際には、当面の相手の幸福の増進をはかるだけでよく、それが全体の幸福の増進につながる。第三者の利害に関しては、その権利を侵害していないという確認だけで充分であり、我々は全人類への配慮とい

う動機から行動すべきとまでは考えなくともよいとされている。これに続いて差し控えるべき行為についての先きの引用部分が述べられるわけだが、ここの議論においては行為の結果として一次的結果が主に考えられており、長期的仕方では社会全体に及ぼされる二次的結果についてはさほど関心が払われていない。つまりミルの理論的主張としては個々の行為が二次的結果を生み出すというものだが、実際の行動を提案しようとする際にはミルは彼本来の主張から離れて常識的な見方、即ち一次的結果を中心に考える見方に従って語っているといえよう。そこから個別結果と一般化された時の結果の異なる場合がありうるという表現ができたのである。

以上の二つの時期を通して、ミルは行為の結果を考える時常に一つの行為の結果を念頭においていたといえる。二次的規則を媒介にして考えるということは、アームソンの主張のように道徳判断にとって本質的なことではなく、誤りの少ない手段であるにすぎず、最良の判断は第一原理の適用によってのみ可能である。ただ第一の時期から第二の時期にかけてのミルの主張の変化は、行為の結果の内容についてである。第一の時期には一般化の方法によって知られる蓋然の結果だけでは不充分という立場であったが、第二の時期ではそれを一応行為の結果と認めて二次的規則を根拠付ける一方で、常に例外の可能性を示唆するという主張がなされている。

(六)

二十世紀の規則功利主義は、一つの行為の結果の内には現われてこない側面を一般化という方法により明きらかにできるという考えに立つて功利主義とカント倫理の総合を主張した。しかし(三)から(五)で検討したように、一般化により知られる行為の結果とは伝統的功利主義においては一つの行為の結果として扱われているのである。ただ我々は一つの行為の一次的結果と二次的結果を同じレベルで考えることはできない。一次的結果はその行為により直接ひき起されるのに対し、二次的結果とは規則功利主義者の指摘通りの一つの行為だけで生み出されるわけではなく、多数の同様の行為が集まって始めて現実のものとなるのである。それ故、ミルが一つの嘘でも信頼感を大きく損うという時、それを現実を生ずる結果と考えてはならないであろう。一つの嘘は信頼感を大きく損うという可能性を秘めていると解釈すべきであろう。一次的結果を現実を生ずるものという意味での現実的結果と呼ぶとすれば、二次的結果とは一つの可能性という意味での蓋然的結果と呼ぶことがで

きる。

伝統的功利主義についての上の解釈が正しいとすれば、二十世紀での規則功利主義対行為功利主義の論争は行為の結果を現実的結果にのみ限った形でなされてきたように思える。規則功利主義の立場は先きに見た通りであるが、行為功利主義の主張についてそれをJ.J.C. スマートの「極端な功利主義と制限された功利主義」⁽⁴¹⁾の論文でみてみよう。極端な功利主義とは行為功利主義であり、制限された功利主義とは規則功利主義であって、スマートは極端な功利主義を支持する立場で論じている。そこで述べられている例の内二つをとりあげて彼の考える行為の結果の内容を探ってみよう。第一は溺れている人を助ける場合である。その溺れている人がヒトラーであるという可能性がとても大きい場合、極端な功利主義者がその人を溺れるままにしておくのに賛成する場合もあれば助けるのに賛成する場合もある。溺れるままにさせるという判断は、彼の死亡が世界に大きな幸福をもたらすという信念に由来する。助けるという判断は、その溺れている人が誰かを確認する時間がないため本能に従うという理由の他に、勇気あり博愛的な気質を強化するという理由にもよるのである。ヒトラーの死亡とか勇気あり博愛的な気質のもたらす影響とは、長期的に不特定者に及ぼされる二次的結果ではなく、数の多少はあれ特定の人間に直接与えられるものである（後者の気質のもたらす幸福としてスマートは次に助けられる人がチャーチルかもしれないと言う）。それ故この例でスマートが考えているのは行為の一次的結果のみであるといえよう。

次の例は、渇水時に庭への散水の禁止という規則を一人だけが破るのを許されるか否かの問題である。この問題の第一の解釈に従えば、ある人に合理的なことは全員に合理的であるから、全員による散水が望ましくなければある一人の散水も望ましくないとされる。これは規則功利主義の考え方と通ずるものであり、スマートは全員が散水するか誰も散水しないかの選択肢だけを考えていると批判して彼の考え方を述べる。それはゲーム理論での混合戦略の概念を使ったもので、何人かが散水し他の人は散水しないという状況で全体の渇水への影響を考えようというものである。この考え方においても、一人の散水により生み出される結果とはその水量の減少であって、一人の散水が全員の散水と連がるというようなペンサム的な考えはとられていない。

以上のように今世紀の規則功利主義論争は行為の結果として一次的結果、現実的

結果のみを考えるという共通の前提に立っている。とすれば、伝統的功利主義とカント倫理を総合するという規則功利主義の主張にもかかわらず、それは伝統的功利主義とは異なる考え方に基礎をおいた功利主義のタイプであり、規則功利主義と伝統的功利主義の議論は充分にかみ合っていなかったといえるだろう。

〔註〕

- (1) J. O. Urmson, "The Interpretation of the Moral Philosophy of J. S. Mill", *Philosophical Quarterly*, III, (1953). pp. 33-39; also in *Mill: A Collection of Critical Essays*, ed. by J. B. Schneewind (Anchor, 1968) pp. 179-189.
- (2) *Mill* p. 184.
- (3) J. Rawls, "Two Concepts of Rules", *Philosophical Review*, 64 (1955). pp. 3-32. J. D. Mabbott, "Interpretations of Mill's Utilitarianism" *Philosophical Quarterly*, VI, (1956). pp. 115-20. M. Mandelbaum, "Two Moot Issues in Mill's Utilitarianism" *Mill, A Collection of Critical Essays*, ed. by J. B. Schneewind, (Doubleday, 1968.) pp. 206-233.
- (4) R. F. Harrod, "Utilitarianism Revised" *Mind*, XLV (1936), pp. 137-156. J. Harrison, "Utilitarianism, Universalization, and Our Duty to be Just", *Proceedings of the Aristotelian Society* (1952-53) pp. 95-120.
- (5) Harrod, p. 148.
- (6) *ibid.* p. 148.
- (7) *ibid.* p. 147.
- (8) 長期的結果についてのハリソンのこの考え方を基本にしつつ、規則功利主義を批判したのが J. Lyons, *Forms and Limits of Utilitarianism*, (Oxford, 1965) である。
- (9) J. Bentham, *Introduction to the Principles of Morals and Legislation* (1789) ch. IV, §5.
- (10) cf. *Introduction*, ch. 12. §7. ベンサムは本文では二次的結果までしか語っていないが、註においてはある人の活動様式にまで影響が及ぶという三次的結果についても論じている。cf. ch. 12. §18. note.
- (11) ベンサムが道徳的という言葉を使う時、彼の意味しているのは他人の評判等の意

味であり、これはJ. S. ミルの厳しく批判する所となった。cf. *Introduction*, ch. 3. §5., J. S. Mill, “Bentham” 1838.

(12) *Introduction*, ch. 12. §8–12.

(13) *ibid.* ch. 12. §15.

(14) *ibid.* ch. 12. §17.

(15) John Austin, *Lectures on Jurisprudence* (posthumously published in 1861. 以下の頁付は 1885 年の第五版による。)

(16) *ibid.* p. 107. ベンサムやJ. S. ミルも行為の結果を傾向 tendency という表現であらわしている。この傾向という語はアームソンがミルを規則功利主義的に解釈する際の論拠の一つとなっているが、オースチンのこの定義に従えば傾向とは行為の結果あるいは望ましさと関連する限りでの結果とだけ考えればよく、それ以上の意味は読みとらぬようにするのが適当と思われる。マックロスキーもミルの用法をベンサムとの関連で考えて同様の見解を示している。cf. H. J. McCloskey, *John Stuart Mill: A Critical Study*. (1971, Macmillan) p. 80.

(17) Austin. *op. cit.* p. 107.

(18) cf. Mary Warnock's *Introduction to J. S. Mill: Utilitarianism, On Liberty, Essay on Bentham* (The New American Library, 1962) pp. 22–3; R. A. Wasserstrom, *The Judicial Decision* (Stanford University Press, 1961) pp. 119–20.

(19) Austin. *op. cit.* p. 114.

(20) *ibid.* p. 109.

(21) 註(10)参照。

(22) *ibid.* p. 118.

(23) *ibid.* p. 115.

(24) 以下でJ. S. ミルの考えを取り扱う際には、行為の結果について論ぜられている部分のみ取りあげていく。ミルには規則そのものをどう考えるかについての言及も数多く見られるが、それらについては註(3)の諸論文並びに註(16)のマックロスキーの著を参照。

(25) “Remarks on Bentham's Philosophy” (1833) *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. 10. pp. 3–18. “Bentham” (1838) *ibid.* pp. 75–115.

- (26) *ibid.* p. 8.
- (27) *ibid.* p. 7.
- (28) *ibid.* p. 110.
- (29) この論文が1867年の *Dissertations and Discussions* に収録される時、ミルは二次的原理が対立する時には第一原理の直接の適用が必要となるという一節をつけ加えた。*ibid.* p. 111.
- (30) *ibid.* p. 112.
- (31) *ibid.* p. 112.
- (32) “Whewell on Moral Philosophy” (1852) *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. 10. pp. 165–201.
- (33) *ibid.* p. 182.
- (34) *ibid.* p. 182.
- (35) *Utilitarianism* (1861) in *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. 10. pp. 203–259.
- (36) *ibid.* p. 220.
- (37) Harrison, “Utilitarianism, . . .”, p. 113.
- (38) *Utilitarianism.* p. 223.
- (39) *ibid.* p. 223
- (40) *ibid.* p. 224. ここで「傾向 tendencies」という語が使われているが、その意味については註(16)を参照。
- (41) J. J. C. Smart, “Extreme and Restricted Utilitarianism” *Philosophical Quarterly*. vol. 6 (1956) pp. 344–54.

ながおか しげお